

全 員 協 議 会

日 時 令和 7 年 3 月 2 4 日 (月)

午前 9 時 3 0 分から

場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 4 6 回議運決定事項

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）

決定事項

1 令和 7 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項について

(1) 委員会提出議案 2 件の提出について

「山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」及び「山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を 3 月 2 4 日（月）に上程し、即決することとした。

なお、その内容は資料 1 のとおりとした。

(2) 附帯決議について

一般会計予算決算常任委員会から「議案第 1 0 号令和 7 年度山陽小野田市一般会計予算に対する附帯決議」の提出があった。については、議案第 1 0 号が本会議において可決された場合、当該附帯決議案の上程から採決までを行う。なお、議案第 1 0 号が本会議において可決されなかった場合、附帯決議案について議事日程から削除する。

(3) (1) 及び(2)に伴う議事日程の変更については、次のとおりとした。

3	2 4	月	午前 1 0 時	本会議	・付託案件（令和 7 年度関係議案）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 <u>（附帯決議については、主たる議案の可決後に上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決）</u> ・委員会提出議案 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について
---	-----	---	----------	-----	---

2 議会アドバイザー江藤俊昭氏による議員研修の公開の可否について

第 4 6 回議会運営委員会開催時点において講師の意向が確認できなかったため、令和 7 年 3 月 3 1 日（月）の研修は非公開で行うこととした。

3 6 月定例会の日程案について

資料 2 のとおりとした。

委員会提出議案第 1 号

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

提出者 議会運営委員長 宮 本 政 志

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会基本条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 2 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項を次のように改める。

第 2 7 条 議員は、政治に携わる者が守るべき職業倫理である政治倫理を常に
自覚しなければなりません。

第 2 7 条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（山陽小野田市議会議員政治倫理条例の廃止）

2 山陽小野田市議会議員政治倫理条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 2 4
号）は、廃止する。

委員会提出議案第 1 号参考資料

山陽小野田市議会基本条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(政治倫理) 第 2 7 条 <u>議員は、政治に携わる者が守るべき職業倫理である政治倫理を常に自覚しなければなりません。</u>	(政治倫理) 第 2 7 条 <u>議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</u> <u>2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。</u>

委員会提出議案第 2 号

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

提出者 議会運営委員長 宮 本 政 志

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年山陽小野田市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下「情報公開条例」という」を削り、同条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 3 0 条」を削り、同項の表第 3 9 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 2 8 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 2 条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 9 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 4 0 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 8 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 9 条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

委員会提出議案第 2 号

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(定義) 第 2 条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、山陽小野田市情報公開条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 号。）第 2 条第 2 号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。<u>第 1 2 条第 5 項において</u>「番号	(定義) 第 2 条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、山陽小野田市情報公開条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第 2 条第 2 号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第</u>

利用法」という。) 第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

1 1～1 3 (略)

(利用及び提供の制限)

第1 2条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第1 2条第2項 第1号	(略)	(略)
第3 9条第1項 第1号	又は第1 2条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第1 2条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限

2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

1 1～1 3 (略)

(利用及び提供の制限)

第1 2条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第3 0条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第1 2条第2項 第1号	(略)	(略)
第3 9条第1項 第1号	又は第1 2条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第1 2条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限

		る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている
		る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されていると

		とき
第 3 9 条 第 1 項 第 2 号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 1 8 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

		き
第 3 9 条 第 1 項 第 2 号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 1 8 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略) (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第28条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	3 (略) (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第28条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
---	---

(1)・(2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定める	(1)・(2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定める
---	---

ところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手續) 第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外)	ところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手續) 第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外)
---	---

第48条 保有個人情報（非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第48条 保有個人情報（非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

議案説明

ただいま上程されました議案２件について御説明いたします。

委員会提出議案第１号は、山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、議会運営委員会において昨年から行ってきた本条例の検証のうち政治倫理に係る規定の検証結果を踏まえて行うものであります。

改正の内容は、第２７条第１項において、政治倫理とは政治に携わる者が守るべき職業倫理であることを明記し、議員に対してさらなる自覚を促すものとする条文に改めること、並びに同条第２項の削除及び山陽小野田市議会議員政治倫理条例の廃止であります。

第２７条第２項の削除及び山陽小野田市議会議員政治倫理条例の廃止は特に重要であるため、これを提案する経緯について御説明します。

先日来、議会運営委員会において山陽小野田市議会基本条例を検証し、及び改正の必要性を議論しております。その中で、山陽小野田市議会議員政治倫理条例そのものの意義について疑義が生じたため、同委員会において立法事後評価を行いました。その結果、各議員の政治倫理については、同僚議員を含む他者から、特定の基準に違反したか否かを審査され、及び当該審査に基づいて懲罰にも類似した措置が行われることは適切ではないとの結論に達しました。その点において現在の山陽小野田市議会議員政治倫理条例の内容は適切でなく、また、本市議会議員の政治倫理の保持については、山陽小野田市議会基本条例に明記することで十分に達成されるとの結論に達しました。以上により、第２７条第２項を削除し、及び山陽小野田市議会議員政治倫理条例を廃止するものであります。

委員会提出議案第２号は、山陽小野田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、項番号が繰り下げられることに対応するとともに、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会日程案

会期		令和 7 年 5 月 23 日から 6 月 20 日までの 29 日間		
月	日	曜日	日程	備考
5	12	月		
	13	火		
	14	水		
	15	木		
	16	金	告示	
	17	土		
	18	日		
	19	月	議運	
	20	火		
	21	水		
	22	木		
	23	金	本会議初日	
	24	土		
	25	日		
	26	月	一般質問通告締切	聞き取り
	27	火	委員会	聞き取り 産建（オートののみ）
	28	水	休会	
	29	木	議運 本会議 2 委員会及び分科会	オート議決 総務・民福
	30	金	2 委員会及び分科会	総務・産建
	31	土		
6	1	日		
	2	月	2 委員会及び分科会	民福・産建
	3	火	委員会予備日	
	4	水	休会	
	5	木	休会	
	6	金	一般質問	
	7	土		
	8	日		
	9	月	一般質問	
	10	火	一般質問	
	11	水	休会	
	12	木	休会	
	13	金	休会	
	14	土		
	15	日		
	16	月	一般質問	
	17	火	一般質問	
	18	水	一般会計全体会	
	19	木	休会（議事整理日）	
	20	金	本会議最終日	